

## 生活保護業務

### 面接相談

#### 【201】他法他施策活用について

【着眼点】年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用可能性について合理的に検討がなされているか

ここがポイント

いくつかの取組が行われているが、他の法律又は援助等を受けることができる被保護者について、より一層の利用に努めること。

#### 【概要】

##### 参考

他法他施策活用として検討すべき項目は多岐にわたっている。局長通知に特にその活用を図ることとされた法律等は39にも及ぶ。

他法他施策を活用すべき主な法律

- ・国民年金法
- ・厚生年金保険法
- ・障害者自立支援法
- ・身体障害者福祉法
- ・知的障害者福祉法
- ・児童福祉法
- ・介護保険法

対象者が多いと考える3項目について検討を行う。

第1に国民年金、厚生年金、老齢基礎年金、障害年金の適用、第2に障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の適用、第3に10割介護扶助、いわゆる、みなし2号対象者における自立支援給付の適用である。

#### 1. 国民年金、厚生年金、老齢基礎年金、障害年金について

年金受給は他法他施策活用の中で、保護費に与える影響も大きい場合がある。年金受給権の確認は、本人が年金事務所へ出向いて被保険者記録照会によって行うのが原則である。それが困難なケースについては、現在大田区では以下のような方法で年金受給の可能性について調査を行っている。

大田区の年金調査事務実施要領によれば、年金の受給権に関し不明な点や疑義があり専門的調査が必要なケースを以下のパターンに分けている。

- ① 59歳以上の新規保護開始ケース
- ② 59歳（年度中に60歳に達する）の保護受給中ケース

- ③ 各種年金を受給していない60歳以上の保護受給中ケース
- ④ その他年金の受給資格について疑義がある保護受給中ケース及び59歳未満の新規保護開始ケース

実施手続として以下のように定めている。

- ① ケースワーカーは年金の受給資格について疑義のあるものについて年金受給資格検討票を作成して資産調査員へ調査検討を依頼する。
- ② 資産調査員は、ケースワーカーが被保護者から徴収した委任状を持参したうえで、資産調査員は年金事務所へ代理で照会する。
- ③ 資産調査員は結果を検討票に記載の上ケースワーカーへ提出する。
- ④ ケースワーカーは必要な対応を行う。

### 1) 最近の調査の実態

現実には本人に係る正確な情報量不足により、一回の調査では確定しない場合もある。また、年金事務所でも窓口1回あたりの調査確認件数も、照会件数の増加により制限があるとのことである。

例えば蒲田生活福祉課では、新規で都費ケースは全件行っているとのことであるが、平成23年4月から8月の新規は300件を超えて、とても追いつかない状況である。さらに、新規以外の被保護者についても60歳を迎える前の段階で調査をかけるべきと考えられるが、そこまで手を回す余裕は現状にはない。

#### 参考

都費ケースとは、法第73条に規定されている

(都道府県の負担)

第73条 都道府県は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- 1 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1
- 2 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1

### 2) 障害年金の受給可能性について

障害年金の受給権の確認は、上記年金調査事務の一環ではあるが、国民年金等とは異なり年齢に関わらない別の要件に基づくため、判別が難しい。

一般的には、医師の意見書に基づいて対応を行うのでほぼカバーはされるものの、網羅性を考えて、更に適用の可能性のあるケースを拾い出すのはケースワーカーの判

断である。状況を聞いて査察指導員が可能性に気付くこともあり、人的判断に負うところが多い。

障害年金の受給資格の確認には初診日の確定が必要であるため、過去のカルテをたどっていく作業が必要となり（転院等により記録が失われて）、非常に煩雑で困難である。また個別の判断も非常に困難である。

2. 障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の適用について  
障害者自立支援法第58条は、被保護者が精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合、医療費の自己負担分の全部を公費が負担する制度である。

#### 参考

##### （自立支援医療費の支給）

第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機関に医療受給者証を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 自立支援医療費の額は、第一号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該支給認定障害者等が同一の月における指定自立支援医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額

二 当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

三 当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する

費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

4 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを相当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

5 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、市町村等は、当該支給認定障害者等が当該指定自立支援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費として当該支給認定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定障害者等に代わり、当該指定自立支援医療機関に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があったものとみなす。

自立支援医療対象者には「自立支援医療受給者証」が交付され、受給者証に記載された医療機関に提示することで生活被保護者は自己負担分をゼロとすることができる。

当該項目に関しては以下の二つの確認すべき事項がある。

#### 1) 受給者証の更新、活用について

すでに発行を受けている受給者証が、きちんと更新されているか、適用できる場面で適用されているかの確認。

各生活福祉課相談係医療担当は地域福祉課が新規に発行した自立支援医療受給者証の発行リスト及び受給者証単票のコピーを入手し、これを元に管理を行い、更新（2年）の要否、レセプトとの突合により適用の有無を確認している。更新されていない場合や、適用できる受給者証が用いられていない場合は、担当ケースワーカーへ申し送り、手続きを促す体制となっている。

#### 2) 受給者証の発行の網羅性について

障害者自立支援法第58条による自立支援医療受給の要件を満たしている被保護者が、もれなく受給者証の発行を受けているかを確認する必要がある。

この件は通常は担当ケースワーカーの判断に任されている。

ただし、蒲田生活福祉課では、今年度より導入の電子レセプトにより病名検索できるため、例えば、うつ病や多機能障害等といった対象となる傷病と、自立支援医療受給者証の無い人、という形でデータを加工することによって、担当ケースワーカーに受給者証がない旨を連絡し、本人に地域福祉課へ出向いて手続きさせるように促すようにと回付している。

こうしたシステマ的なチェックは他の生活福祉課では行ってはいない。

### 3. みなし2号対象者の10割介護扶助における自立支援給付の適用確認

みなし2号対象者とは、①40歳以上65歳未満で医療保険未加入のため介護保険の被保険者ではないが、②特定疾病により要支援または要介護状態のあるもので、介護保険の2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険加入者）と同じ条件で生活保護制度から介護扶助が受けられる状態にあるものをいう。

しかし、みなし2号対象者で自立支援給付も受けられる場合は、自立支援給付の方が当該介護扶助に優先して受けられるので、その確認のための台帳の作成が厚生労働省より指導されている。

みなし2号の自立支援給付確認台帳フォームが厚生労働省より示されており、大田区では確認台帳を作成するよう東京都から指導を受けている。このため平成23年度からは全課での確認台帳の作成に取り組んでいる。

具体的には地域福祉課から回付されるみなし2号該当者の情報を相談係の医療担当が査察指導員経由で担当ケースワーカーへ配り、担当ケースワーカーが確認後押印して査察指導員へ戻し、査察指導員が確認後押印して保管するという流れになっている。

## 【意見】

### 1. 年金調査の対象について

現状の年金調査の範囲は、重点調査としているため、調査すべき対象をすべて網羅しているわけではない。さらに、資産調査員とのヒアリングによれば調査継続案件もあるとのことである。

年金制度は難解なものもあり、専門の担当者（資産調査員や、調査専門部署の設置）の増強を職員の配置年数、調査による被保護者の収入増加による保護費の削減、調査員に対する報酬も総合的に勘案し考慮すべきである。

障害年金の受給資格の確認には初診日の確定が必要であるため、過去のカルテをたどっていく作業が必要となり、転院等により記録が失われている場合は非常に煩雑で困難である。また個別の判断も非常に困難である。

資産調査員への相談は随時行われているようであるが、障害年金についても専門の担当者による組織づくりが望まれる。

### 2. システムを利用したチェックについて

#### 1) 障害年金

障害年金の受給権は、たとえば障害者手帳を持っている人で、障害年金を受けていない人、あるいはその反対で、障害年金を受けているが、障害者手帳を持っていないといった人を、システムの抽出後それらを一人一人確認するという手続きによりチェックを行うと漏れがない。業務量と効果を勘案し検討されたい。

#### 2) 自立支援医療受給者証

蒲田生活福祉課では、障害者自立支援法第58条による自立支援医療受給の要件を満たしている被保護者が、もれなく受給者証の発行を受けているかについて電子レセプトを利用したチェック方法（電子レセプトにより対象病名を検索し、その中で自立支援医療受給者証の無い人の有無をチェック）を利用している。

他の生活福祉課でも実施されたい。

### 3. みなし2号についての自立支援給付可能性確認台帳の活用

平成23年度よりの自立支援給付可能性確認台帳の運用は、ケースワーカーと査察指導員で、その網羅性を確認し、その証跡として決済欄に押印することで、確実なレビューが期待される。

## 【202】面接相談について

【着眼点】相談員が世帯状況を的確に把握し、適切な対応をしているか

### ここがポイント

相談後のフォローを組織的に行うべきである

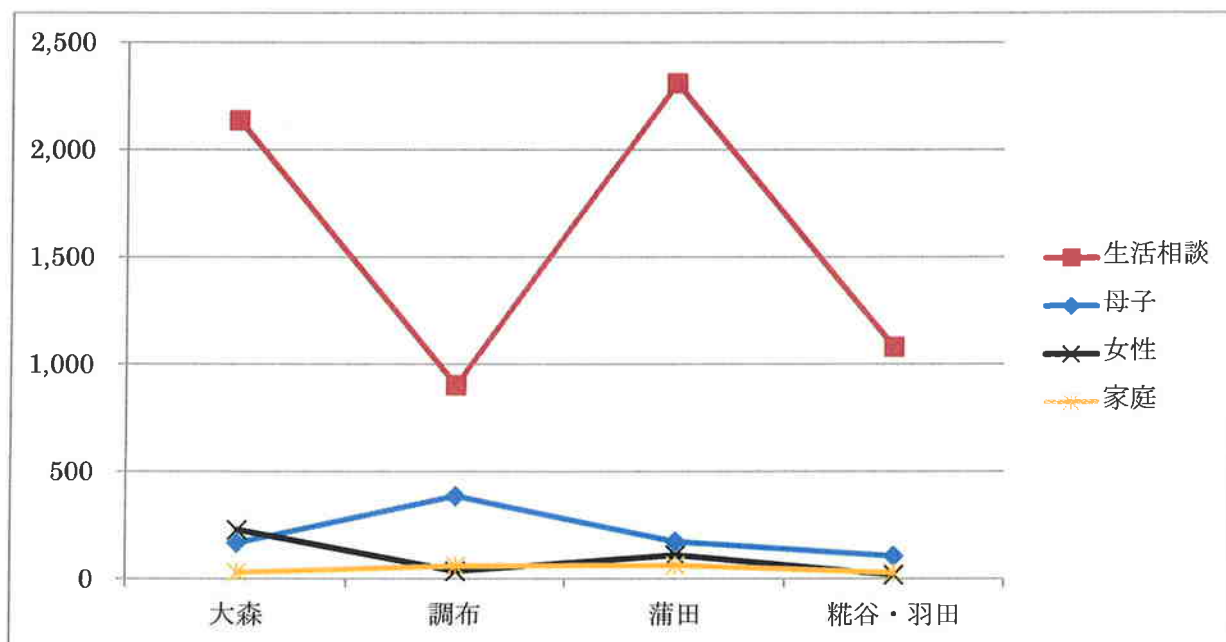
### 【概要】

#### 1. 面接相談の手順

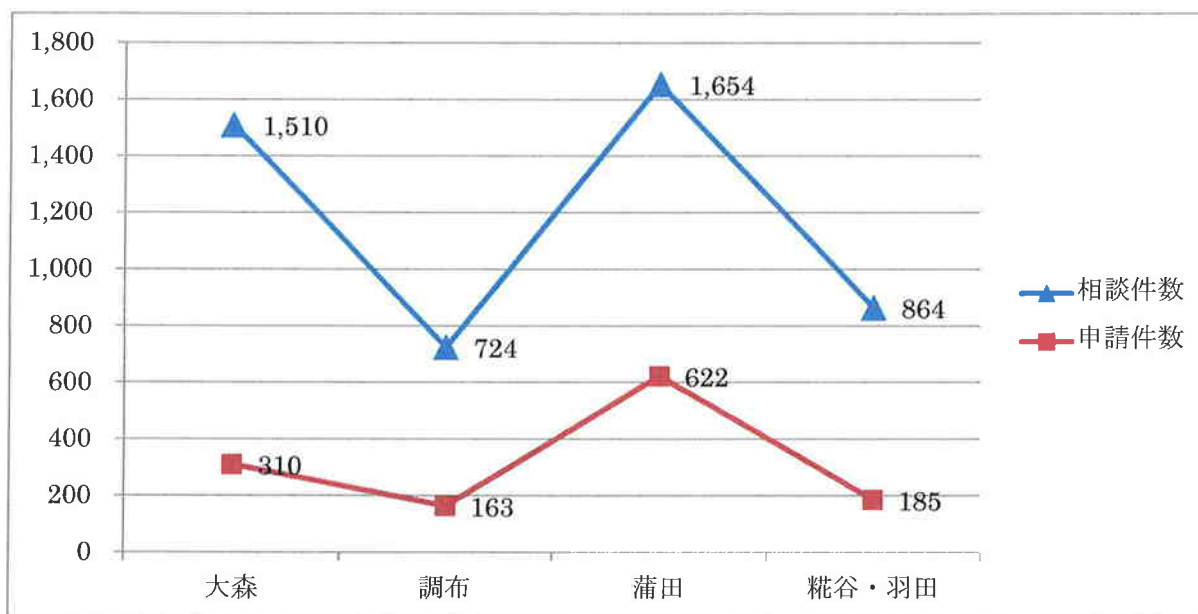
- 1) 生活福祉課の相談員が、相談者の主訴を傾聴し、急迫性に留意し、相談者世帯の現状を把握する。
- 2) 聴取した内容を踏まえ、生活保護制度（受給要件等）の説明を行い、あるいは、他法他施策（年金、手当、介護保険、自立支援給付、生活福祉資金等）の活用を助言する。  
相談員は、生活保護申請を希望する全ての相談者に生活保護申請用紙支給を行わなければならない。

#### 2. 面接相談の内訳と生活保護相談・生活保護申請状況（平成23年4月から9月まで）

##### 1) 面接相談内訳



## 2) 生活保護相談件数と生活保護申請件数



## 3) 生活保護面接実績表

(単位：件)

| 生活福祉課   | 大森    |     | 調布    |     | 蒲田    |     | 糞谷・羽田 |     | 計     |       |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|
|         | ①相談   | ②申請 | ①相談   | ②申請 | ①相談   | ②申請 | ①相談   | ②申請 | ①相談   | ②申請   |
| 平成23年4月 | 205   | 45  | 119   | 26  | 277   | 99  | 135   | 24  | 736   | 194   |
| 5月      | 279   | 49  | 131   | 27  | 284   | 100 | 145   | 31  | 839   | 207   |
| 6月      | 274   | 58  | 174   | 36  | 313   | 105 | 156   | 34  | 917   | 233   |
| 7月      | 233   | 59  | 101   | 25  | 243   | 106 | 133   | 30  | 710   | 220   |
| 8月      | 260   | 43  | 99    | 22  | 268   | 106 | 149   | 29  | 776   | 200   |
| 9月      | 259   | 56  | 100   | 27  | 269   | 106 | 146   | 37  | 774   | 226   |
| 合計      | 1,510 | 310 | 724   | 163 | 1,654 | 622 | 864   | 185 | 4,752 | 1,280 |
| 割合(※1)  | 20.5% |     | 22.5% |     | 37.6% |     | 21.4% |     | 26.9% |       |

※1 申請件数と相談件数との割合(=②÷①)

上記図表は福祉事務所での面接相談内容の内訳、さらにその内、生活保護相談の件数と生活保護申請に至った件数の内訳である。

面接相談では生活保護に関する相談割合が圧倒的に大きい。

生活保護申請件数と生活保護相談件数との割合は区全体で平成23年度上期では26.9%である。同一人が複数回面接している場合もカウントされている。だから、当該率は実質的に低いとは言い切れない。

4生活福祉課の面接相談の特徴として、主要駅に近接する大森生活福祉課と蒲田生活福祉課は件数が多い。また、蒲田生活福祉課が他福祉課と比較して率が高いのは、路上生活者の生活保護申請数が他と比べて高いためである。

実績表は、初回相談で即生活保護申請となるケースもある一方で、相談により他の



方法で解決可能となったケースや、複数回にわたる相談で生活困窮の解決策を探りながら最終的に生活保護申請に至ったケースも多く存在する。単に生活保護制度の説明を聞きたいといった相談も含めた集計表である。

### 3. 実態分析

相談員は面接相談で聴取された内容を面接記録票（以下「記録票」という。）に記録している。記録票は生活保護システムにも保存されているため、同一人が後日再相談に来ても、前回までの記録が参照され、継続的に相談することができる仕組みになっている。

記録票には、相談内容のほか、相談員の対応や生活保護申請意思の有無、申請書交付の有無などが記録されている。

（大森生活福祉課、調布生活福祉課、蒲田生活福祉課）

平成23年5月の記録票を閲覧したところ、記録票に生活保護申請の意思が有り、かつ申請書交付をしたことが記載されているケースについて、すぐには申請に至らなかったため、相談後の経過のフォローが必要と考えられるケースが存在する。このような場合、相談員は個別に判断して、一定期間後に相談者の現況確認をしている。急迫状況にあると思われるものは来所を促し、申請をすすめるケースもある。

しかし、相談後一定期間経過しても、相談者が再度生活福祉課を訪れておらず、申請がされていないケースやその後の経過が不明なケースが散見された。その相談者が実際には生活保護を必要としない状況となったか、他地域へ移ったかなど、その後の経過は判明しない。ただ、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本とすることを考慮すれば、状況によってはフォローすることが適切であった可能性もある。

今回判明したのは、フォローが適切と考えられるケースを対象から漏らしていた件や、相談員が連絡を取っていたかどうか現時点では不明のケースである。このようなケースが生じる原因は、フォローが必要なケースを組織的に把握していないことが原因と考える。相談員が個別に対応している現況では、フォロー要否の判断誤りや漏れの可能性が生じる。

大森生活福祉課や蒲田生活福祉課では、フォローケースの管理は各相談員に委ねられているのが実態である。

（調布生活福祉課）

調布生活福祉課では、フォローの必要なケースには記録票ファイルに付箋を付けることや、定期的な記録票の再読で、フォローケースを漏らさないよう管理し、部分的に組織的な対応が行われている。ただ、上記ケースには付箋貼付が漏れていたケースも含まれていた。

## 【意見】

### 1. 生活保護相談面接実績表の利用促進

生活保護相談面接の実績を示す資料（以下、「実績表」）として現在使用している面接月報は、相談内容の大まかな区分と件数が集計されているだけであり、相談内容の実態や生活保護申請が把握できる資料ではなく、有効利用されているとは言い難い。

現状は、面接相談は生活保護が大半を占めているが、急迫性を伴った相談内容なのか、生活保護制度説明のみの内容であったかの区分がされず、実績表では生活保護相談の一括りにすべて集計されている。

実績表を作成する主要な目的として、実例をいくつかに区分集計し、分析することで、面接相談員の業務やその先のケースワーカー業務の効率化・省力化に活用することが挙げられる。

例えば、面接相談に至った理由を病気、失業、離婚など主要なものに区分、あるいは、相談者の年齢、性別、家族構成によって区分を行ない、その区分ごとに貸付制度の提案や、最終的には生活保護申請の提案といった面接対応の業務を定型化する。

区分ごとに定型化した業務をマニュアル化することで、経験の浅い相談員が効率的に面接対応を行なうことにつながる。

もちろん、個別の相談に応じて柔軟な対応することが原則である。ただ、今後も増加が見込まれる生活保護相談を、現状の対応で続けていくには、いずれ無理が生じることも予想される。

上記の例を参考に実績表についての有効活用について、検討されたい。

### 2. 相談後の組織的なフォロー

面接相談時には急迫性がなかったため生活保護申請に至らなかったが、現状のままでは近い将来申請が見込まれる相談者について、相談後のフォローが組織的に行われていない。これは、申請が個人の意思が前提であればやむを得ないと思慮する。

但し、生活保護を真に必要とする方には、相談後のフォローを実施することが法の趣旨にも合致する。例外的な相談後のフォロー体制を構築されたい。

## 保護申請

### 【203】保護申請について

【着眼点】保護申請に対して、ケースワーカーは迅速かつ的確に対応できているか

#### ここがポイント

査察指導員は保護申請後家庭訪問調査の適切な実施を指導・指示すること

### 【概要】

#### 1. 保護申請の手順

生活保護申請には生活保護申請書の提出が必要となると同時に、申請時の資産保有状況を記載した「資産申告書」と申請直近3カ月の収入状況を記載した「収入申告書」の提出が求められている。

申請が行われたのち、区は申請者が生活保護要件に該当するかどうかの審査を以下のとおり行う。

- ① 家庭訪問：生活歴や職歴の聴取、家族や親族の状況聴取
- ② 資産調査等の実施：預貯金、年金、手当、生命保険、不動産・自動車の保有状況を状況に応じて関係先等へ調査
- ③ 病状調査の実施：主治医からの聴取、嘱託医協議等を通じて病状把握
- ④ 稼働能力活用状況の把握：病状調査等を踏まえた本人の求職活動状況を把握
- ⑤ 扶養調査の実施：本人申告、戸籍謄本等による扶養義務者の存否を確認、扶養照会を実施
- ⑥ 他法他施策の活用の状況・可能性を調査：年金、手当、介護保険、自立支援給付、生活福祉資金等の可能性を検討

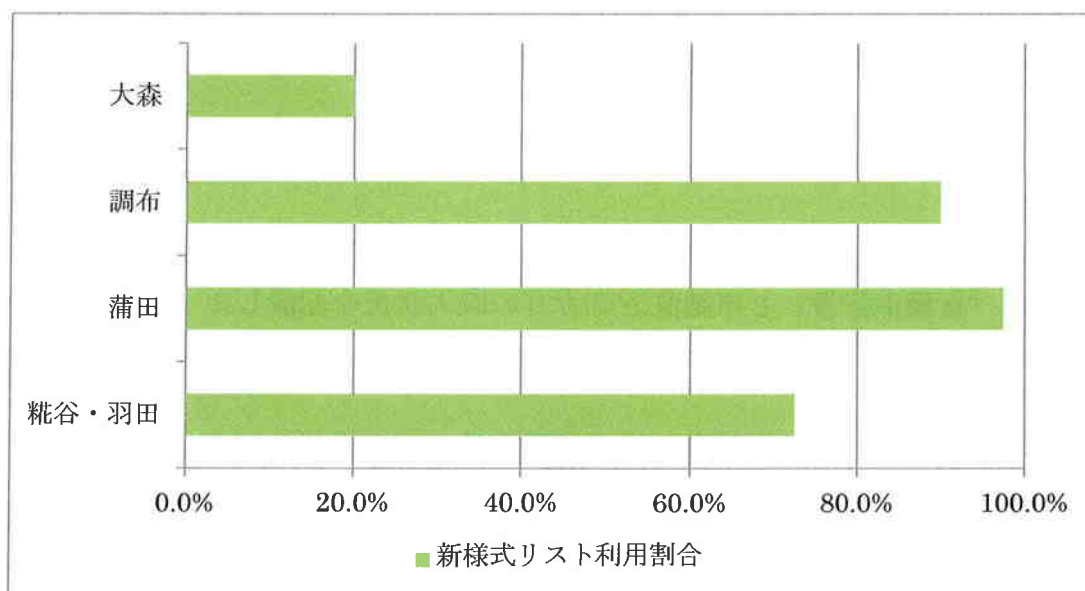
上記審査での生活保護要否判定は原則として2週間以内に行うことが求められている。そのため担当ケースワーカーが、審査の迅速性及び適切性の確認を目的として「開始時チェックリスト」と「開始記録」を作成している。

#### 2. 新様式の開始時チェックリストの活用状況について

蒲田生活福祉課で平成22年度厚生労働省の監査が実施されている。監査での指摘事項の改善策として、平成23年度から新規保護申請時に新様式の「開始時チェックリスト」を用い、受給確認に際し確認事項の遺漏を防ぎ、的確なチェックを行うこととした。すべての生活福祉課で使用することになった書類である。

上記経緯を踏まえ、平成23年度4月以降、預貯金、資産状況等に関して新様式の開始時チェックリストを活用し適切に調査しているか、を確認した。

結果は、以下のとおりである。



(大森生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは8件だった。開始時チェックリストが活用されていない理由は、①新様式チェックリスト開始までの周知期間が短かったこと、②チェックリスト自体が実務上は有用でないこと、である。

(調布生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは18件だった。

(蒲田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは39件だった。

(糀谷・羽田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは29件だった。

### 3. 作成書類の記載内容について

開始時チェックリストと開始記録は、記載項目が相互に連動している。複数の書類に同項目の情報を区分記載することが求められていることから重複作業が必要で、効率的

ではない。

経験の浅いケースワーカーへのインタビューでは、申請者1件の書類作成におおむね1日かかり、新規申請の件数が重なると、訪問調査時期変更や面談時間を縮小して対応しているとのことである。

また、ケースワーカーからは、面接相談員が十分な書類を入手している場合は、書類が比較的スムーズに作成できるとのことである。

ケースワーカーは開始記録に多くの時間を費やす場合があり、その分、本来充実が必要な生活保護者への訪問業務に時間が十分にとれていない場合がある。

また、書類記載内容や記載量も生活福祉課または担当者によって、必要事項をコンパクトにまとめている書類がある一方、申請者との会話をそのまま記載しているような書類もあった。

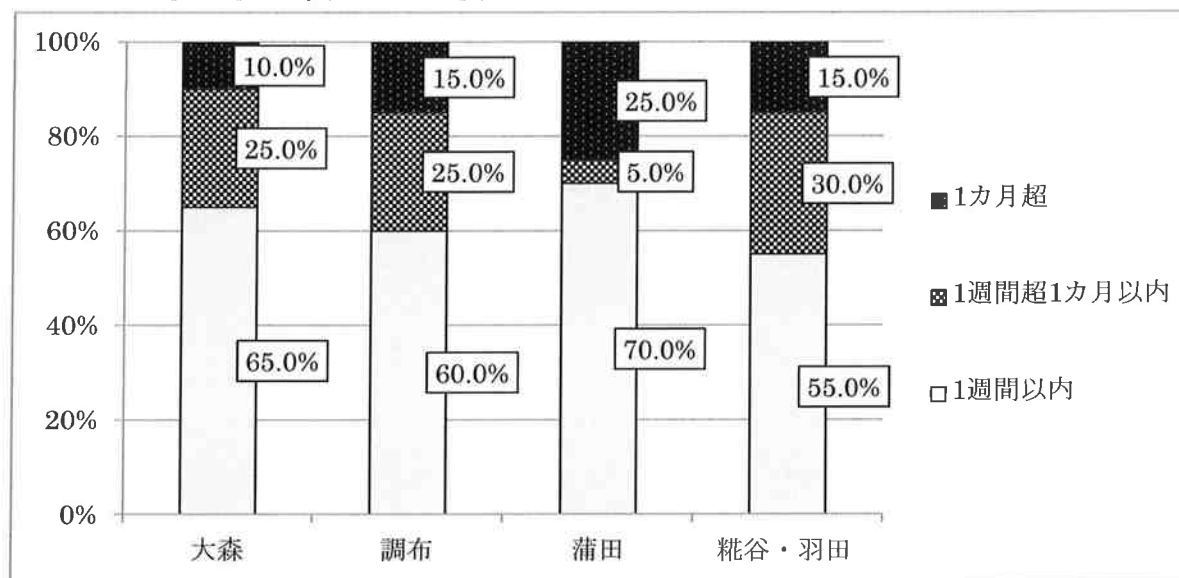
#### 4. 保護申請時に実施する家庭訪問調査について

保護開始決定にあたっては申請後原則1週間以内に家庭訪問を実施することになっている（局長通知第10）。

今回、平成23年4月以降の新規申請について、申請後の家庭訪問が適切に実施されているかを確認した。なお、サンプリング対象は、その後すべて生活保護要と判定されたケースである。

結果は以下のとおりである。

申請後の初回家庭訪問実績



(大森生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは13件だった。1週間超1ヵ月以内が5件、1ヵ月超が2件あった。

1ヵ月を超えた2件は、簡易宿泊所・宿泊所ケースであった。

(調布生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは12件だった。1週間超1ヵ月以内が5件、1ヵ月超が3件あった。

1ヵ月を超えた3件の内訳は、ICU入院中が1件、他の生活福祉課からの移管ケースが1件、居住不定ケースの宿泊所入所が1件であった。

(蒲田生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは14件だった。1週間超1ヵ月以内が1件、1ヵ月超が5件あった。

1ヵ月を超えた5件は、居所不定のケースや簡易宿泊所・宿泊所ケースであった。家庭訪問の代わりに宿泊確認票などで確認を行っているとのことであり、いずれもケース記録には記載されていた。

(糺谷・羽田生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは11件だった。1週間超1ヵ月以内が6件、1ヵ月超が3件あった。

1週間を超えた7件の理由は、収監中、ゴールデンウィークを挟んだため、主の仕事の都合等である。また、1ヵ月を超えた3件の理由は、住所不定、世帯分離、主の長男の体調不良である。

## 【意見】

### 1. 申請時作成書類及び記載内容の見直し

大田区の4生活福祉課の生活保護業務の質の均一性を確保するためには、課の方針を職員に周知徹底させると共に、実際の業務に、より資する様式の開始時チェックリストを作成されたい。

具体的には、ケースワーカーの意見等も聴取し、変更の要否を確認し、保護開始記録も含む記載内容について見直しを図るべきである。

以上を考慮して、必要十分性を加味し効率化の観点より、次の3つの対応が必要である。

- ①作成書類及び書類記載内容についての見直し
- ②面接相談員とケースワーカーとの一層の連携
- ③ケースワーカーへの書類作成のポイントについて周知徹底検討されたい。

### 2. 申請時家庭訪問調査への指導・指示

家庭訪問調査は、申請者の生活実態を把握することで急迫性の確認や申請・申告内容の確認のため実施されている。

法が2週間以内の保護要否決定を原則（最長1ヵ月以内の決定）としているのは、困窮している申請者を迅速に救済することを目的としているためである。

1ヵ月超の家庭訪問及び未訪問が10%～25%を占めており、申請者の急迫性確認に一部迅速的に対応できていない可能性が高いことを示している。

確かに、1週間以内訪問が申請者の都合や暦の関係でできないケースや、申請者の病状を考慮して延期になる場合も存在する。そのような場合は、ケース記録に理由及び対応策を明記すべきであるが、今回の調査では一部明記されていないものが存在した。

1週間以内の訪問が完全でない状況の一方で、保護要否決定は法を順守して最長1ヵ月以内に実施していれば、訪問しないまま保護開始となる。本来は支給すべきでないケースに不適切に支給する可能性を排除できない可能性を抱えていることになる。

査察指導員は、担当ケースワーカーへ適切に家庭訪問を実施するよう指導することが第一に必要である。次に、実施が困難な場合は、ケースワーカー1人あたり80世帯を上回る現状を考えると、その理由及び対応策を記録に記載するように指示し、その後のフォローを指示し、確認されたい。

【204】保護申請に至らなかったもの

【着眼点】本来保護すべきケースが却下・取下げになっていないか。

### ここがポイント

却下・取下げ後のフォローも必要に応じ組織的に行うべきである。

### 【概要】

#### 1. 生活保護申請の却下・取下げ

前述のとおり相談1回で生活保護申請になるケースだけでなく、面接相談を重ねて申請に至るケースがある。

そのうち、生活保護を当初考えていたが、実際には保護申請には至らなかったケースも存在する。

また、前記した保護申請判定により、生活保護受給要件を充たさなかった場合には、申請却下や取下げが行われる。

なお、相談者が生活保護を希望していた場合に、その申請を拒絶することは生活保護法で規定する申請権を侵害したことに該当するとされている。

#### 2. 面接相談の実態分析

面接相談が適切に行われていることを検証するため、平成23年5月の面接記録票を閲覧したところ、適切に対応されていた。

また、生活保護申請希望者に書類不備などを理由として用紙支給を行わないなどの申請権を侵害していると疑われるような行為はなく、適切に対応されていた。

申請権を侵害しているケースは認められなかったが、相談に来る方は、自身の生活困窮を他に相談できる人がいない場合や知識を持たない方も多い。今後もより一層、相談者の立場に立った対応を継続されたい。



### 3. 保護申請の取下げ及び却下の実態分析

保護申請の取下げ及び却下について、一定期間の件数及び理由は以下の図表のとおりである。

取下理由（集計対象期間：平成23年4月～9月）（単位：件）

| 生活福祉課<br>理由 | 大森 | 調布 | 蒲田 | 糀谷・羽田 |
|-------------|----|----|----|-------|
| 手持金あり       | 6  | 4  | 2  | —     |
| 就職決定        | 1  | 1  | 1  | —     |
| 年金収入あり      | —  | 1  | —  | —     |
| 転居決定        | —  | 1  | —  | —     |
| 資産活用        | —  | —  | 2  | 1     |
| 同居者資産活用     | —  | —  | 1  | —     |
| 再申請希望       | 1  | —  | —  | —     |
| 被扶養可能       | —  | —  | —  | 1     |
| 出身世帯へ戻る     | —  | —  | —  | 1     |
| 被災者支援活用     | —  | 1  | —  | —     |
| 合計          | 8  | 8  | 6  | 3     |

却下理由（集計対象期間：平成23年4月～9月）（単位：件）

| 生活福祉課<br>理由  | 大森 | 調布 | 蒲田 | 糀谷・羽田 |
|--------------|----|----|----|-------|
| 境界層該当        | 1  | 6  | 4  | 1     |
| 調査に協力せず判定不可  | 1  | 1  | —  | —     |
| 手持金あり        | —  | 1  | —  | 1     |
| 挙証資料未提出      | —  | 1  | —  | —     |
| 世帯全体では収入基準以上 | —  | —  | 2  | —     |
| 居所不明         | —  | —  | 1  | —     |
| 世帯構成が実態と異なる  | —  | —  | 1  | —     |
| 他自治体で受給中     | —  | —  | —  | 1     |
| 合計           | 2  | 9  | 8  | 3     |

このうち、取下げ理由・却下理由が「手持金あり」とされているケースでは、その後の経過フォローが適切に行なわれ、手持金が減ったことにより保護再申請・受給開始に至ったケースが多かった。

なお、以下の2点が判明した。

(大森生活福祉課)

手持金ありとして取下げがされた5件の中で、3件はその後、手持金が減ったことで再申請がされていた。残りの2件について、手持金がなくなることは記録から想定できるが、その後、相談来所した記録はなかった。

(蒲田生活福祉課)

「世帯全体では収入基準以上」と判定され却下となった2件について、その後相談の記録はなかった。その内1件は、却下後に転居の予定が記録されており、転居後は生活保護申請が想定されるケースであった。

## 【意見】

### 1. 申請権の侵害について

面接相談時に生活保護申請に至らなかったのは相談者の意思・事情に基づくものであり、適切に対応されていた。今後もこの水準を維持されたい。

### 2. 却下・取下げ後フォローの組織的な対応

地方公共団体にとって住民（区民）福祉の増進を図ることが目的のひとつである。2事務所でみられた上記のケースは、その後の経過フォローを行なうことが適切と想定される。

前述した面接相談時の要フォローケースの指摘と同じく、組織的に管理・対応できる体制の構築を検討されたい。

## 要件審査

### 【205】法第29条調査

【着眼点】法第29条調査の重要性を各生活福祉課の職員が理解し、保護費の削減に努力しているか。

### ここがポイント

メリハリのある関係先への照会を実施する

### 【概要】

#### 1. 法第29条調査の意義

法第29条には「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」とある。この申請者の関係先への照会を一般に法第29条調査と呼んでいる。

#### 2. 法第29条調査の重要性

法第4条第1項の補足性の原理が順守されていることを確認するため、保護の実施機関では、保護申請時に申請者の資産保有状況を確認することになっている。具体的には、申請者が土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等資産の種類ごとに克明に記入した上、当該記入内容が事実と相違無い旨附記し署名捺印した資産申告書の提出を求める。

しかし、資産申告書の提出によってもなお、資産の保有状況に不明な点が残る場合には、金融機関等の関係先に対し照会する必要がある。この照会をすることにより、資産申告書の正確性が担保され、保護対象となるか等判断の根拠となる。

#### 3. 法第29条調査のメリット、デメリット

##### 1) メリット

法第29条調査を徹底することにより、保護費の不正受給が未然に防げる可能性が高くなる。また、その結果、法第63条による返還、法第78条による徴収の適用が少なくなり生活福祉課の事務負担軽減も期待できる。

##### 2) デメリット

この調査をするには申請者からの同意書徴取が必要で、さらに、金融機関等へ照会しても回答を得るまでに通常1～2週間かかってしまう。

#### 4. 過去の厚生労働省の事務監査

過去の厚生労働省による生活保護法施行事務監査では、平成19年度の大田北地域

行政センター（現大森生活福祉課）と平成22年度の蒲田生活福祉課が、「保護開始時における受給要件の確認に際しては、預貯金通帳の写しを徴取するだけでなく、生活圏内にある銀行、生命保険会社等の金融機関については調査を実施し、適確な受給要件の確認を行う」旨の指摘を受けた。

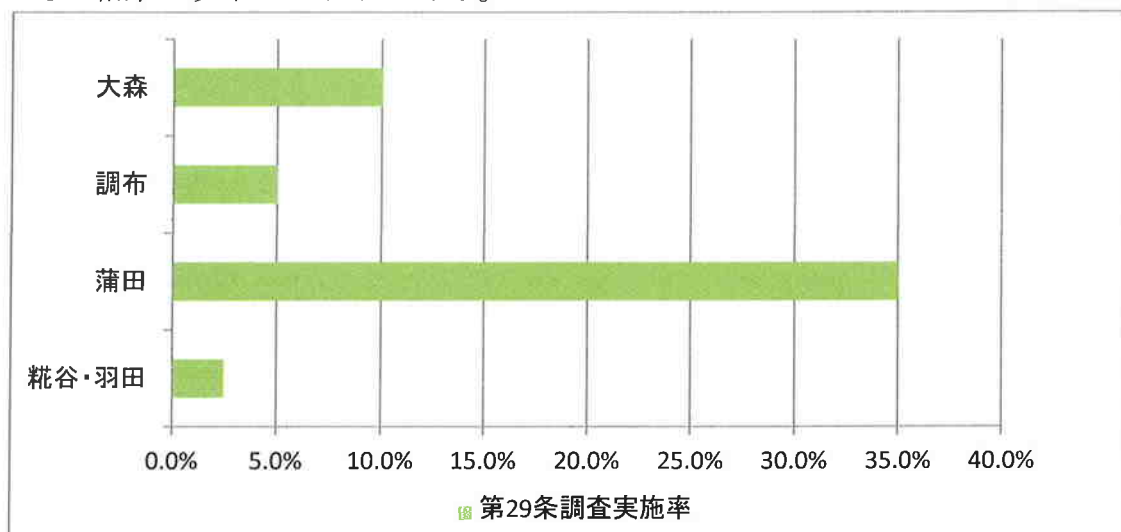
以上の厚生労働省の指摘を受けて、大田区では、預金通帳の写しを徴するだけでなく、生活歴や職歴等から収入、預貯金、生命保険等の調査が必要であると認められるものは、同意書を徴取の上、第29条調査を徹底することとしている。

#### 5. 法第29条調査の実態分析

各生活福祉課の法第29条調査実施率を調べたところ2.5～35%と生活福祉課間でかなりの高低があるものの、2.5%という実施率はほとんど全て法第29条調査を実施していないに等しい。

今回の調査では、大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の各生活福祉課にて、平成23年4月以降保護開始のケースについてサンプルを抽出して、厚生労働省監査指摘事項に従い、預貯金通帳等の提示を求めるだけでなく、金融機関等に対し法第29条による関係先調査を実施しているかを確認した。（但し、大田区の調査対象は生活圏内にある全ての金融機関ではなく、申請者と取引のある金融機関及び取引が疑われる金融機関である。）

その結果は以下のとおりである。



#### （大森生活福祉課）

サンプルはランダムに40件を抽出した。40サンプルを検証した結果、第29条調査をしたのは4件だった。保護開始時での法第29条調査がほぼなされていない理由は、ケースワーカーがケースバイケースで判断し、基本的には預金通帳により確認し、必要性があれば法第29条調査を実施しているためである。

(調布生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。20サンプルを検証した結果、法第29条調査をしたのは僅か1件だった。保護開始時での法第29条調査がほぼなされていない理由は、調布生活福祉課では、東京都の指導に従い、基本的には預金通帳により確認し、疑問があれば法第29条調査を実施しているためである。

(蒲田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。40サンプルを検証した結果、法第29条調査をしたのは14件だった。

サンプルの一つには、生命保険解約返戻金が100万円以上あるケースがあった。保護開始記録の「生命保険の有無・今後の対応」欄に「あり、検討する」と記載しながらそのままにされ、今回の調査で判明した。このようなケースは開始時に速やかに生命保険会社に対して法第29条調査を実施していれば未然に防げたはずである。

(糀谷・羽田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。40サンプルを検証した結果、法第29条調査をしたのは僅か1件だった。保護開始時での法第29条調査がほぼなされていない理由は、基本的は過去1年間の取引を預金通帳により確認し、異常があれば法第29条調査を実施しているためである。

## 【意見】

### 1. 大田区の法第29条調査の取扱い

東京都（福祉保健局生活福祉部保護課）は、「保護開始時の預貯金の調査は、申請者に預金の提示を求め、残高を確認するとともに、過去1年間程度の入出金の状況を確認する。他に預金口座がある可能性がある場合には、同意書を徴して金融機関に調査照会する」よう指導している。

大田区内の4生活福祉課では、この東京都の指導に従い、基本的には、預金通帳により過去の入出金の状況を確認し、疑問があれば、被保護者同意の上、法第29条調査を実施している。

一方、厚生労働省は、預貯金通帳等の提示を求めるだけではなく、要保護者の生活圏内に存する金融機関等に対しては法第29条による関係先調査を実施するよう指導している。厚生労働省が日本全国的生活保護実施機関の品質を保つために、生活圏内の金融機関等への法第29条調査を指導することには合理性がある。

しかし、生活圏内に存する金融機関等の数が限られ、法第29条調査が容易に実施できる地方部と、金融機関が乱立している都市部ではこの指導を一律に適用することは、現実的ではない。また、路上生活者等は金融機関と取引が無いのは明らかであり、このようなケースにも法第29条調査を実施するのは効率的ではない。

生活保護行政の効率性を鑑みれば、大田区としては、通帳にある入出金状況からその世帯の暮らしぶりを把握し、さらに、申請者に対する質問、資料の閲覧といった代替的手続の可否を十分検討した上で、現状の取扱いを継続すべきである。

### 2. 第29条調査の運用改善策

今回の調査で判明した過大保険解約返戻金のケースでは、それが調査されずに見過ごされてしまった原因は、大田区が採用している法第29条調査制度というよりもその運用に問題があるように思われる。

今後はそのようなことが無いよう、ケースワーカーは、保護開始記録に①法第29条調査実施の有無、②調査を実施しなかった場合には調査を不要と判断した理由を記載すべきである。また、査察指導員は、保護開始記録に記載された法第29条調査の実施状況を十分把握、検討し、必要に応じて指導を徹底されたい。

## 【206】扶養調査

【着眼点】効果のある扶養調査が実施されているか

### ここがポイント

扶養の期待できる扶養義務者に特化した調査すること

### 【概要】

#### 1. 扶養調査の意義

扶養については法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行われるものとされている。

生活保護をするにあたり、保護の実施機関が行う扶養調査の流れは（図表1）のとおりである。

#### 2. 過去の厚生労働省の監査

平成22年度の厚生労働省による生活保護法施行事務監査では、次の点が指摘された。

- ① 扶養義務者の所在について、要保護者の申告、戸籍謄本及び附票により把握しているか再確認すること。
- ② 扶養義務者の職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性を調査し、重点的扶養能力調査対象者を的確に把握しているか再確認すること。
- ③ 扶養の可能性が期待できる場合には必要な扶養能力調査を迅速に実施すること。

以上の指摘を受けて、大田区では、戸籍調査及び扶養照会を適正に実施するようケースワーカーに指導するとともに、査察指導員による確認の徹底を図ることとした。



(図表 1)

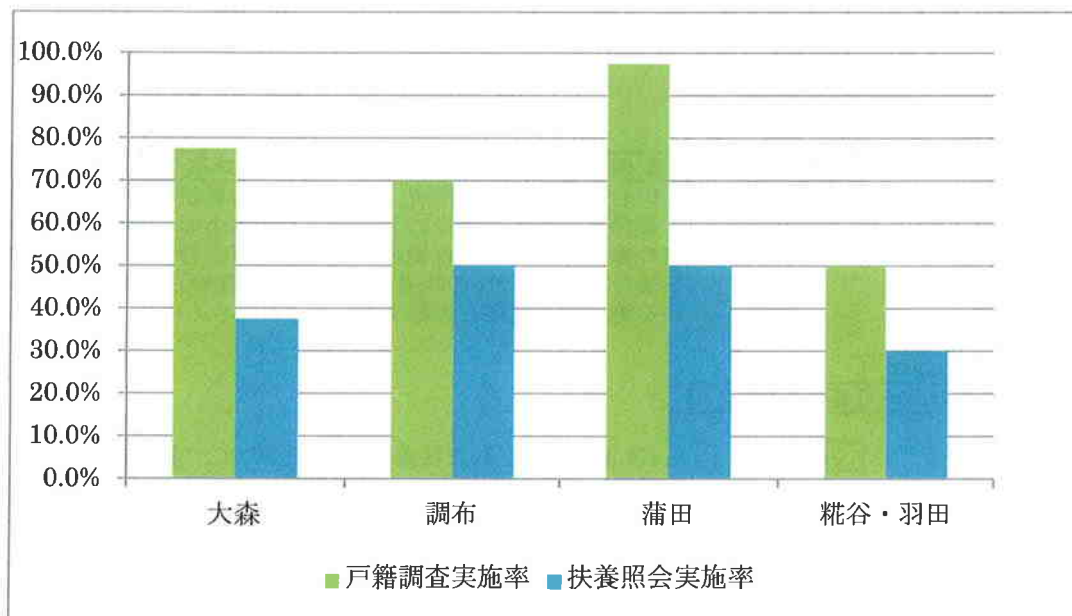


出典：東京都福祉保健局生活福祉部保護課 生活保護運用事例集

### 3. 大田区の戸籍調査及び扶養照会の実態調査

各生活福祉課にて、平成23年4月以降保護開始ケースについてサンプルを抽出して、厚生労働省監査指摘に従い、戸籍調査及び扶養照会を実施しているか否か確認した。

その結果は以下のとおりである。



(大森生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。40サンプルを検証した結果、戸籍調査を実施したのは31件、扶養照会を実施したのは15件だった。15件のうち1件は被保護者の妹が扶養することになり、保護廃止になった。

(調布生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。20サンプルを検証した結果、戸籍調査を実施したのは14件、扶養照会を実施したのは10件だった。調布生活福祉課は、戸籍調査は平成23年度から全件実施、扶養照会については地区担当員と査察指導員の判断で実施する方針である。

(蒲田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。40サンプルを検証した結果、戸籍調査をしたのは39件だった。また、扶養照会を実施したのは20件だったが、いずれも扶養義務の履行へは至らなかった。扶養届に記載されていた扶養できない理由はほとんどが低収入であった。

(糀谷・羽田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。40サンプルを検証した結果、戸籍調査を実施したのは20件、扶養照会を実施したのは12件だった。糀谷・羽田生活福祉課は、戸籍調査は平成23年度から全件実施、扶養照会は必要に応じて実施する方針である。

## 【意見】

### 1. 生活支援員の協力

扶養義務者の存否の確認は、要保護者からの申告を基本とし、さらに必要がある場合に戸籍調査を実施することになっている。このため、戸籍調査の実施率は50～97.5%と各生活福祉課間で大きな開きがあった。そもそも、戸籍調査は、扶養義務者の確認のみならず申請時の被保護者の確認にも必要である。

生活支援員の協力を得ながら、積極的に戸籍調査を実施するべきである。

### 2. 扶養義務者に対する費用徴収の実効性と対応

法第77条は、「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」とされ、扶養義務者に対する費用徴収を認めている。

他方、次官通知では「この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させること」と指導している。

このため、保護の実施機関が扶養義務者に扶養を強く求めることは実際にはない。大田区でも、これまで法第77条を適用して費用徴収をした実例はない。

このとおり強制力に欠ける扶養義務なので、扶養義務の履行など望むべくもないが、扶養照会の実施率は各生活福祉課で30～50%であった。さらに、扶養照会の結果、扶養義務が履行されるケースは稀である。今回調査した57件の扶養照会のうち、扶養義務の履行へ至ったのは僅か1件（比率に換算して1.7%）しかなかった。なお、扶養しないという回答の理由のほとんどが低収入であった。

扶養義務者に対する調査は、被保護者の過去の生活状況等を勘案して、扶養の可能性が期待できる者に特化して実施すべきであろう。

## 【207】所得調査

【着眼点】被保護者にタイムリーな収入申告を指導し、適正な保護費支給に努めているか。

### ここがポイント

タイムリーな申告書徴取と査察指導員の監督機能向上

#### 【概要】

##### 1. 収入調査の意義

保護の要否及び程度は、給与、仕送り、年金等の収入と最低生活費との対比により判断、算定されている。これら収入の把握については、運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず被保護者に収入に関する申告を行わせた上で、これを基に収入に関する調査を行うこととしている。

##### 2. 収入調査の時期及び回数

収入に関する申告の時期及び回数については、

- ① 就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月。
- ② 就労困難と判断される者には、少なくとも12ヶ月毎
- ③ 被保護者が常用雇用されている等 各月毎の収入の増減が少ない場合は3ヶ月毎。
- ④ そのほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせることとしている。

##### 3. 過去の厚生労働省の事務監査

過去の厚生労働省による生活保護法施行事務監査では、平成19年度の大田北地域行政センター（現大森生活福祉課）と平成22年度の蒲田生活福祉課が「収入申告書が適正に徴取されていないケースがあったので、適正に収入申告書を徴取すること。また、査察指導員は、収入申告時に回付されるケース記録、決定調書等により、適切に申告書が徴取されているか確認するとともに、査察指導票に記録して進行管理を行う」旨の指摘を受けた。

以上の厚生労働省の指摘を受けて、平成23年度 大田区生活保護業務実施方針の最重点事項として収入・無収入申告書の徴取の徹底を挙げている。具体的には、

- ① 被保護者に対し収入・無収入申告の義務があることを周知、徹底する。
- ② 就労中の者及び就労可能と判断される者（常用雇用されている者等の収入増減が少ない者を除く）には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月収入・無収入申告書の徴取を徹底する。
- ③ 就労困難と判断される者には、少なくとも12ヶ月ごとに一回の収入・無収入申告

書の申告を行わせる。

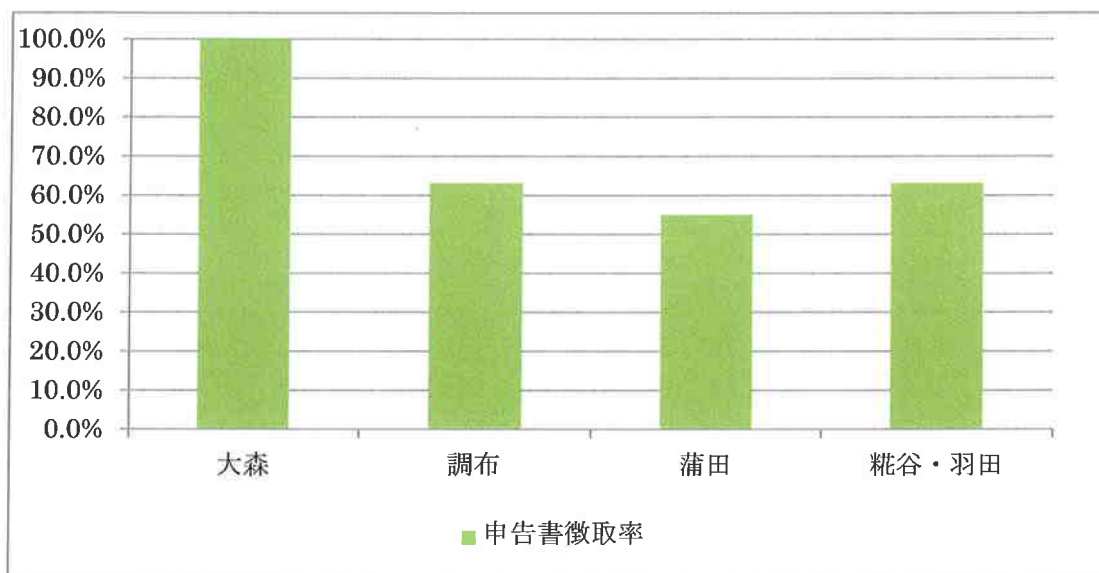
- ④ 査察指導員は、それぞれのケースの実情に即して適切に収入・無収入申告書が徴取されているか確認し進行管理を行うこととしている。

さらに、各生活福祉課では平成23年度生活保護事務月別事業計画で申告書の徴取強化月を設定し、徴取の徹底を試みている。

#### 4. 大田区の収入調査の実態

各生活福祉課にて、平成22年度以前保護開始ケースについてサンプルを抽出して、平成23年4月以降、月別事業計画に従い適切に収入・無収入申告書を入手しているかどうか確認した。

平成23年度中の収入・無収入申告書の徴取状況は以下のとおりである。



##### (大森生活福祉課)

月別事業計画では大森生活福祉課の収入・無収入申告書の徴取は6, 11月に実施することになっている。平成23年度の徴取状況を確認するため、サンプルをランダムに20件を抽出した。20サンプルを検証した結果、11月28日現在、申告書は全件適正に徴取していた。

##### (調布生活福祉課)

月別事業計画では調布生活福祉課の収入・無収入申告書の徴取は5, 6月に実施することになっている。平成23年度の徴取状況を確認するため、サンプルをランダムに19件を抽出した。19サンプルを検証した結果、11月28日現在、申告書を適正に徴取していたのは12件であった。但し、徴取できていないケース7件のうち5件は重症患者・入院患者である。このような被保護者については、生活支援員や地区担当者が家庭・病院訪問時に入手することが多い。

(蒲田生活福祉課)

月別事業計画では蒲田生活福祉課の収入・無収入申告書の徴取は5, 6月に、無収入申告書の徴取は9月に実施することになっている。平成23年度の収入・無収入申告書の徴取状況を確認するため、サンプルをランダムに20件を抽出した。20サンプルを検証した結果、11月11日現在、申告書を適正に徴取していたのは11件であった。徴取できていないケースのほとんどが重症患者若しくは入院患者である。

(糀谷・羽田生活福祉課)

月別事業計画では糀谷・羽田生活福祉課の収入・無収入申告書の徴取は5, 6月に実施することになっている。平成23年度の申告書の徴取状況を確認するため、サンプルをランダムに19件を抽出した。19サンプルを検証した結果、11月7日の調査日現在、申告書を適正に徴取していたのは12件であった。

## 【意見】

### 1. 生活福祉課間のばらつきと原因の明確化

平成23年度の収入・無収入申告書の徴取状況は、各生活福祉課により大きく異なる。大森生活福祉課は月別事業計画どおりに徴取が徹底されていたが、他の3生活福祉課では徴取があまり進んでいなかった。

徴取が進んでいない理由のほとんどが、重症・入院患者の被保護者からの申告書で、これらについては徴取が主に家庭・病院訪問時になされ、それが月別事業計画に間に合わないためである。

ただ、それ以外にも単なる徴取漏れというケースもあるので、このようなケースについては改善されたい。

### 2. 査察指導員の管理レベルの向上

査察指導員は、収入申告時に回付されるケース記録、決定調書等により、適切に申告書が徴取されているか確認するとともに、査察指導票に記録して進行管理を行うことになっている。

これを実践している査察指導員も一部存在する。しかし、査察指導員が申告書徴取をケースワーカーの自主的管理に任せ、収入申告状況の査察指導票への記録も不十分な場合もある。

査察指導員の業務は完璧に実施する覚悟が必要である。また、この精度を向上することにより適正な生活保護業務の執行に資することになるので一層留意されたい。

## 保護受給開始

【208】 自立支援プログラムについて

【着眼点】 就労支援プログラム等は適切に行われているか

ここがポイント

運用可能な実施要領の策定と、その確実な運営が望まれる

### 【概要】

#### 1. 自立支援プログラム

生活保護は生活に困っている世帯の生活を法律に基づいて最低限度保障しようという制度である。しかし、稼働可能な状況の人にとっては、あくまで緊急避難的位置づけにあるべきであり、できる限り早い段階で自分の力で生活を営めるよう自立できるよう支援する必要がある。

福祉事務所の役割として、その自立支援は不可欠なものである。

大田区では以下のプログラムを用意している。

#### 1) 就労支援プログラム

##### ① 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム

大森公共職業安定所に就労支援の要請を行い、安定所と連携を図りながら支援を行う。対象者の参加意思を確認後、生活福祉課コーディネーター（査察指導員）は、安定所の本事業担当者とともに対象者と面接し、①ナビゲーターによる支援②トライアル雇用の活用③公共職業訓練の受講斡旋④民間の訓練講座の受講勧奨⑤一般の職業相談・紹介の中からふさわしいメニューを選定し、以降は安定所で支援を実施する。

|    | 22年度(3月末) | 大森    | 調布    | 蒲田    | 糀谷・羽田 | 計     |
|----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 | 事業対象者     | 49    | 46    | 59    | 41    | 195   |
|    | 就労等達成者    | 21    | 16    | 17    | 14    | 68    |
|    | 達成率       | 41.2% | 34.8% | 28.8% | 34.1% | 34.9% |



## ② 就労専門相談員活用プログラム

ハローワーク等業務経験を有する就労専門相談員により、①生活保護受給者の就労にあたり、面接の受け方、職種の選び方等に関する助言及び指導、②就労に関する情報提供などハローワークとの連携、③その他就労に関する助言及び指導を行う。

|    | 22年度(3月末) | 大森    | 調布   | 蒲田    | 糀谷・羽田 | 計     |
|----|-----------|-------|------|-------|-------|-------|
| 実績 | 事業対象者     | 49    | 35   | 86    | 88    | 258   |
|    | 就労等達成者    | 13    | 3    | 11    | 20    | 47    |
|    | 達成率       | 26.5% | 8.6% | 12.8% | 22.7% | 18.2% |

## ③ 自主的・自発的求職者活動支援プログラム

生活保護受給者の自主的・自発的な求職活動をケースワーカーが支援するプログラム

## ④ 就労意欲形成プログラム

就労意欲の形成や向上に向けた支援が必要な者に対して行うプログラム

## 2)メンタルケア支援事業

精神障害者及び精神的疾患等のある被保護者のうち居宅生活の維持及び安定化並びに就労への準備及び継続的就労のため、特に専門的な支援を必要とする者に対し、精神保健福祉士によるメンタルケア支援員を配置し実施している。【601】参照

## 3)その他の自立支援プログラム

### ① 債務整理支援プログラム

多重債務を抱えている被保護者を早期に把握し、他に優先して債務整理を組織的に推進することにより、被保護者の生活の安定を確保する。

### ② 脳血管障害者自立支援プログラム

脳血管障害等の発症で入院した被保護者に対し、急性期治療以降の支援を組織的に推進することにより、身体的及び社会的自立の助長を図る。

### ③ 母子世帯自立支援プログラム

母子世帯の世帯状況や自立阻害要因をチェックすることにより、世帯に対する支援の方向性を明らかにし、個別メニューによる適切な支援を行い、当該母子世帯の自立を図る。

#### i 実施要領に沿った運用について

就労支援プログラムの4つのプログラムのうち、実際にプログラム実施要領に沿って行われているのは、上記の①生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムのみで

あり、②就労専門相談員活用プログラムについては、当初予定された運用手続きは行われていない。実施要領が予定した運用手続きには、多くの文書の作成を定めているため、実際の現場の作業の中での運用には煩雑で対応できなかったためである。

実施要領では、就労支援対象者名簿を作成し、本人の希望等を就労支援シートに記載し、支援内容を支援状況確認票に記録し、就労できたら支援状況確認票を作成することとなっている。

しかし、実際にはケースワーカーが支援対象者の状況を勘案して選ばれた又は相談の上選ばれた対象者に対して、ケースワーカーが就労専門相談員に口頭で依頼して、就労専門相談員は相談記録票に対応記録を記載する形で運用されている。

また、③自主的・自発的求職者活動支援プログラム、④就労意欲形成プログラムについては実際には個別にケースごとに対応している

その理由は各プログラムの性格付け、他のプログラムとの区分、役割分担が不明瞭であること、やはり文書が多いため等を原因として、プログラムとしての運用に適していないからである。

平成17年度から、地方自治体とハローワークが連携して、就労能力と意欲を一定以上有している生活保護受給者と児童扶養手当受給者に対し、生活保護受給者等就労支援事業が実施されているが、さらに積極的な就労支援を行うため、地方自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数、就職者数、事業目標等を明記した協定を締結して就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業が平成23年度から実施している。

この提示を受けて従来のプログラムの見直しに基づき、新たなプログラムを平成24年4月からの運用に向けて検討中とのことである。

## ii 対象者の絞り込み手続きについて

就労支援活動は、最初に稼働可能対象者を絞り込むことにある。

当初の就労支援プログラム実施要領には、まず稼働能力を判定するために会議体等の設置、会議体による検討が記載されていたが、現状では行われていない。

現在、当初の実施要領にあるような就労支援対象者の判別が各ケースワーカーの判断に任せられている。

蒲田生活福祉課では稼働可能状況チェック票というシートを用いて毎年援助方針に記載する形で就労支援の要否をある程度網羅的に判断している。

iii 就労支援相談員の費用と効果について

生活福祉課より提出の平成22年度の就労支援による効果比較表は以下のとおり。

|       | (千円)  | 保護変更<br>による減<br>額 | 保護廃止<br>による減<br>額 | 対象件数 | 効果件数 | 保護変更<br>人数 | 保護廃止<br>人数 | 効果月数 | 変更後月<br>数 | 廃止後月<br>数 |
|-------|-------|-------------------|-------------------|------|------|------------|------------|------|-----------|-----------|
|       |       | (千円)              | (千円)              |      |      |            |            |      |           |           |
| 大森    | 2,834 | 2,437             | 397               | 49   | 9    | 8          | 1          | 41   | 38        | 3         |
| 調布    | 61    | 61                | 0                 | 3    | 1    | 1          | 0          | 2    | 2         | 0         |
| 蒲田    | 1,752 | 647               | 1,105             | 46   | 8    | 6          | 2          | 40   | 28        | 12        |
| 糀谷・羽田 | 1,920 | 1,920             | 0                 | 38   | 23   | 22         | 1          | 49   | 49        | 0         |

就労支援プログラムによる就労者の中には就労後比較的早い段階で再び失業しているケースが散見された。

## 【結果または意見】

### 1. 実施要領への準拠について

現在大田区では就労支援活動プログラムに関して4つの実施要領が用意されている。しかし、実際に実施要領に沿った運用が行われているのは生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムのみ状況である。

実際上の運用にそぐわなくなった実施要領は必要に応じて改訂し、その目的とするところを明確にしたうえで確実な運用を図られたい。

### 2. 稼働可能対象者の判定について

就労支援は、生活保護開始後短期間が自立する場合に適切であり、この間の対応を重点的に実施されたい。

そのためには、稼働可能対象者の判定は、ある程度明確で網羅的に行うことが必要である。

### 3. 現在構築中のプログラムについて

今後策定する新プログラムでは、徒に書類を多くする等により実施要領が実施されなくなることを無きように、工数を要しないような整備が望まれる。プログラム数も多くは設けず、ポイントは稼働能力と就労意欲を有し、就労阻害要因がない被保護者に対して、就労支援を集中的に実施することにより効果的に被保護者の自立助長を図っていくことに絞った手続きの構築が望まれる。

### 4. 就労支援活動の意義について

就労支援活動は対象被保護者の就労と就労収入により低減できた生活保護費といった形で効果を図れるような性質のものではないと考えられる。

対象者が早い段階で再び失業したとしても、費用対効果の観点からは効果が目に見えないとしても、就労のための努力は必要であり、被保護者の早い段階での社会復帰のためにも、継続的に日々取り組むこと自体が重要である。

結果は、1であり、他は意見である。

## 【209】 ケース診断会議

【着眼点】 ケース診断会議の実施が適正な生活保護決定に役立っているか

### ここがポイント

会議結果の顛末を記載し、今後の事例にも役立てるべきである

### 【概要】

#### 1. ケース診断会議

ケース診断会議とは、生活保護の決定実施に当たり、複雑、困難を有するケースの援助方針、生活保護法第63条、同第78条の適用等について、総合的に審査、検討し、支援の充実、適正な保護の確保を図るために設置された会議である。ケースワーカー単独では決定が困難な専門的なケースについて、生活福祉課全体で判断するケースが主に該当する。

月1～2回をベースに定期的に実施されている。

#### 2. 要領の遵守状況

ケース診断会議は「大田区福祉事務所ケース診断会議運営要領」に基づいて実施することが求められている。

4 生活福祉課のケース診断会議記録票を確認したところ、会議では、収入に関する自立更生免除の認否検討や法第63条・第78条の検討を決めることが多かった。

会議は運営要領に基づいて運営・実施されており、サンプリングの範囲では適切に実施されていた。

## 【意見】

### 1. 会議結果の実行・顛末の記録

ケース診断会議によって決められた結論や今後の方針が、担当ケースワーカーによって実際に行われたかどうかの状況、あるいはその顛末については、個別のケース記録には記載を残している場合が多いものの、ケース診断会議対象案件をまとめて記載したものはない。

ケース記録に戻って個別に確認する必要がある。

ケース診断会議の対象は、生活保護業務にあたって複雑かつ困難なケースである。すなわち、特殊な対応が必要なケースが集積されたものと言える。

会議の結論は、生活保護業務にとって一定の意味あいを持ち、実行が遅れて時期を逸した場合の損失は、規模の大きいものになる可能性がある。

例えば、自立更生免除については領収書の提出を条件に認めるといった条件付き決定がされている。この条件が実際に充たされたかどうか、担当ケースワーカーからの進捗状況が記載されていれば、法第63条の適用に切り替えての対応が必要かどうかの判断を迅速に行うことができる。必要と判断すれば、その回収も早期に対応できよう。

これらのケースの進捗状況と顛末を一覧化することで管理できれば、業務の効率化にもつながる。診断会議の適正な実行を確認するとともに、その顛末を生活福祉課内部で管理一元化して知識共有しておくことは、今後、自立更生免除や返還適用の判断可否にも応用が可能であり、有用であると考えため、検討されたい。

## 【210】路上生活者・外国人世帯

【着眼点】路上生活者・外国人世帯に対して、適切な支援ができていますか

### ここがポイント

適切な支援が行なわれていた

#### 【概要】

##### 1. 路上生活者への支援

路上生活者に対して、区は東京都と共同して以下の支援を実施している。

- ① 巡回相談業務：路上生活者が起居する場所を巡回して面接相談を実施し、困窮者に福祉事務所の利用案内を行う。
- ② 緊急一時保護事業：路上生活者の一時的な保護及び社会復帰支援を目的として、宿泊・食事等の提供、生活相談及び指導、健康診断等の把握及び評価を主に緊急一時保護センターで行う。
- ③ 自立支援事業：緊急一時保護事業によるアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者について、就労による自立を図ることを目的として、就労支援及び地域生活移行支援を主に自立支援センターで行う。
- ④ 地域生活継続支援事業：自立支援事業支援終了者等に、路上生活に戻らないように生活状況の把握及び必要に応じたアフターケアを行う。

福祉事務所では、主に次の路上生活者支援を行なっている。

①の巡回相談業務を実施する社会福祉法人有隣協会により福祉事務所に案内された路上生活者や、福祉事務所相談窓口に直接来所した路上生活者を本人の希望により②の緊急一時保護センター及び③の自立支援センターを利用できるように手配している。

##### 2. 外国人世帯への支援

外国人は生活保護法の適用対象とはなっていないが、厚生省社会・援護局長通知により、外国人であっても永住者や日本人の配偶者等一定の外国人については生活保護が受けられることとなっている。

## 【問題なし】

### 1. 路上生活者支援

社会福祉法人有隣協会や、緊急一時保護センター及び自立支援センターと連携し、路上生活者についての生活支援を適切に実施していると認められた。

今後も居宅を失う者が増加することが想定されるため、引き続き適切な支援が行なわれることが望まれる。

### 2. 外国人世帯の支援

面接記録票及びケースファイルを閲覧した限り、外国人世帯に対して適切に対応されていた。